

議案第1号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

認定する路線

路線 番号	路線名	起 終 点 点	経 過 地
1173	宇高町三丁目8番2号線	宇高町三丁目1270番1地先から宇高町三丁目1270番4地先まで	市道宇高町三丁目8番1号線から東へ宇高町三丁目1270番4地先まで
1174	新須賀町一丁目2番1号線	新須賀町一丁目甲167番1地先から新須賀町一丁目甲167番8地先まで	市道繁本新須賀線から北へ新須賀町一丁目甲167番8地先まで
1175	高田一丁目7番1号線	高田一丁目743番2地先から高田一丁目742番1地先まで	市道宇高田の上線から南へ市道宇高高田線まで
1176	庄内町二丁目2番1号線	庄内町二丁目1017番1地先から庄内町二丁目1022番6地先まで	市道河内庄内線から北へ庄内町二丁目1022番6地先まで
1177	種子川町1番1号線	種子川町甲1番2地先から種子川町2954番2地先まで	市道角野船木支線から北へ種子川町2954番2地先まで
1178	田の上一丁目4番1号線	田の上一丁目甲1090番2地先から田の上一丁目甲1090番3地先まで	主要地方道壬生川新居浜野田線から北へ田の上一丁目甲1090番3地先まで
1179	松木町4番1号線	松木町甲5230番1地先から松木町甲5225番3地先まで	主要地方道新居浜角野線から西へ松木町甲5225番3地先まで

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定するため、

本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

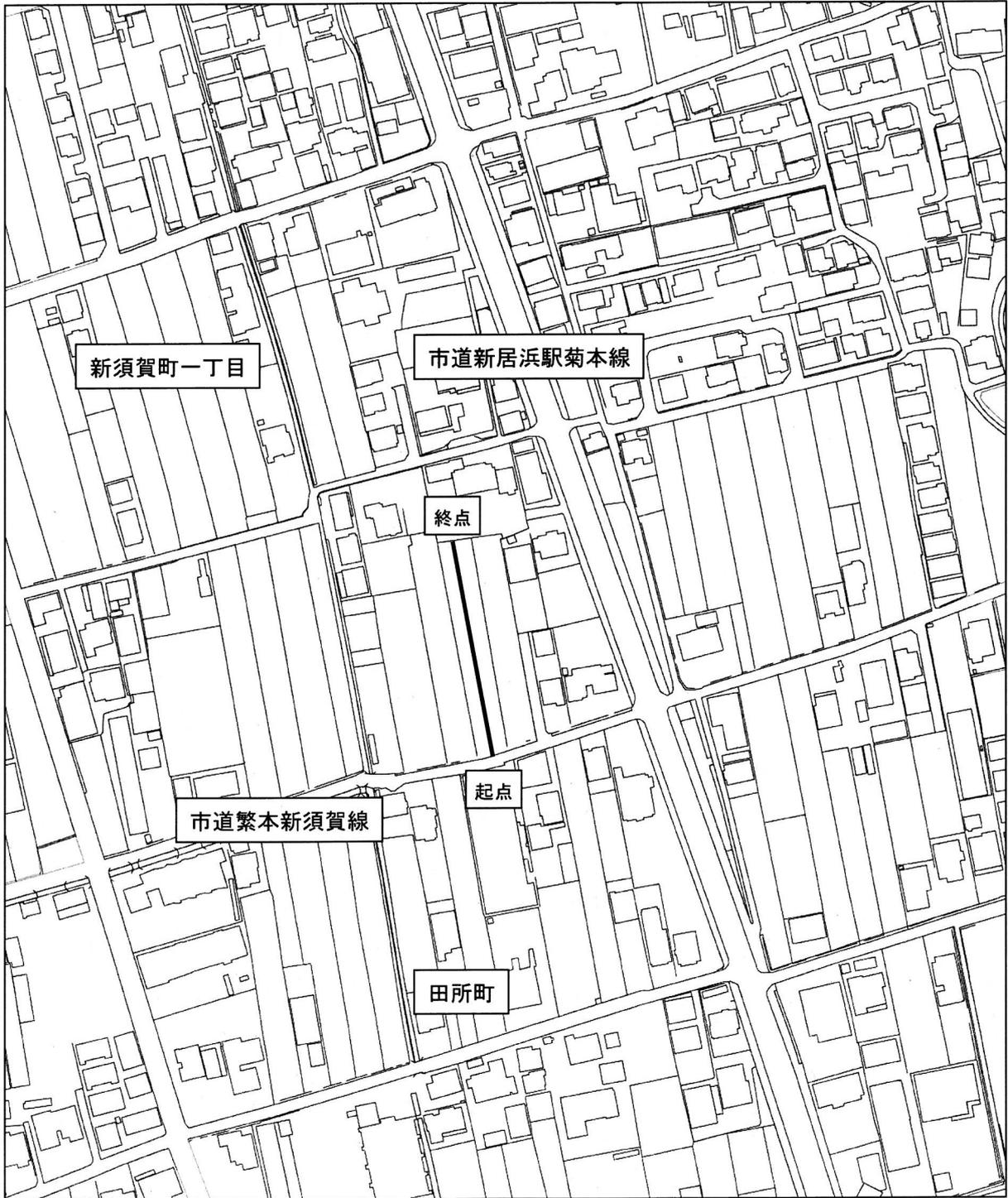
認定路線位置図

1173 宇高町三丁目8番2号線



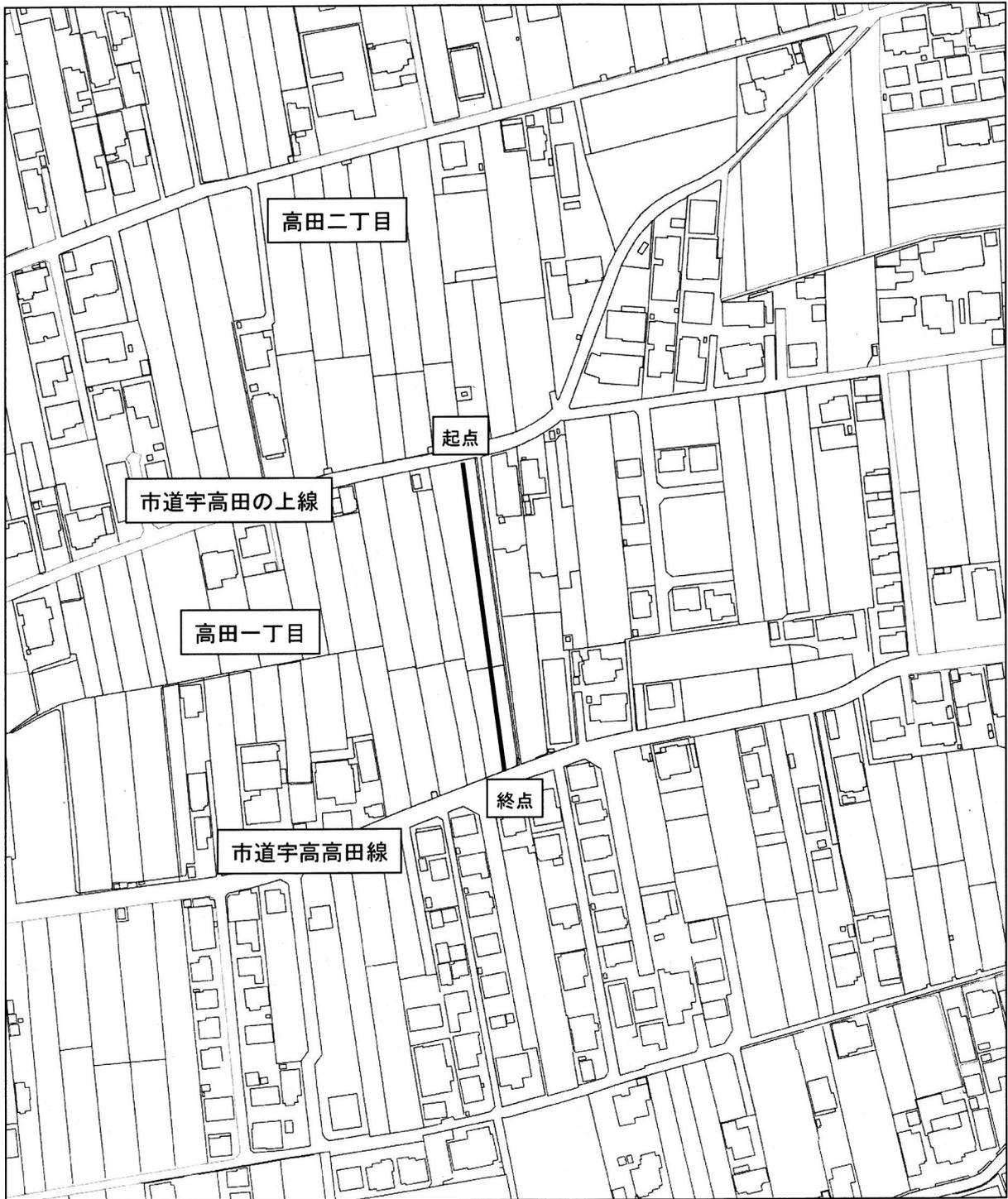
認定路線位置図

1 1 7 4 新須賀町一丁目 2 番 1 号線



認定路線位置図

1175 高田一丁目7番1号線



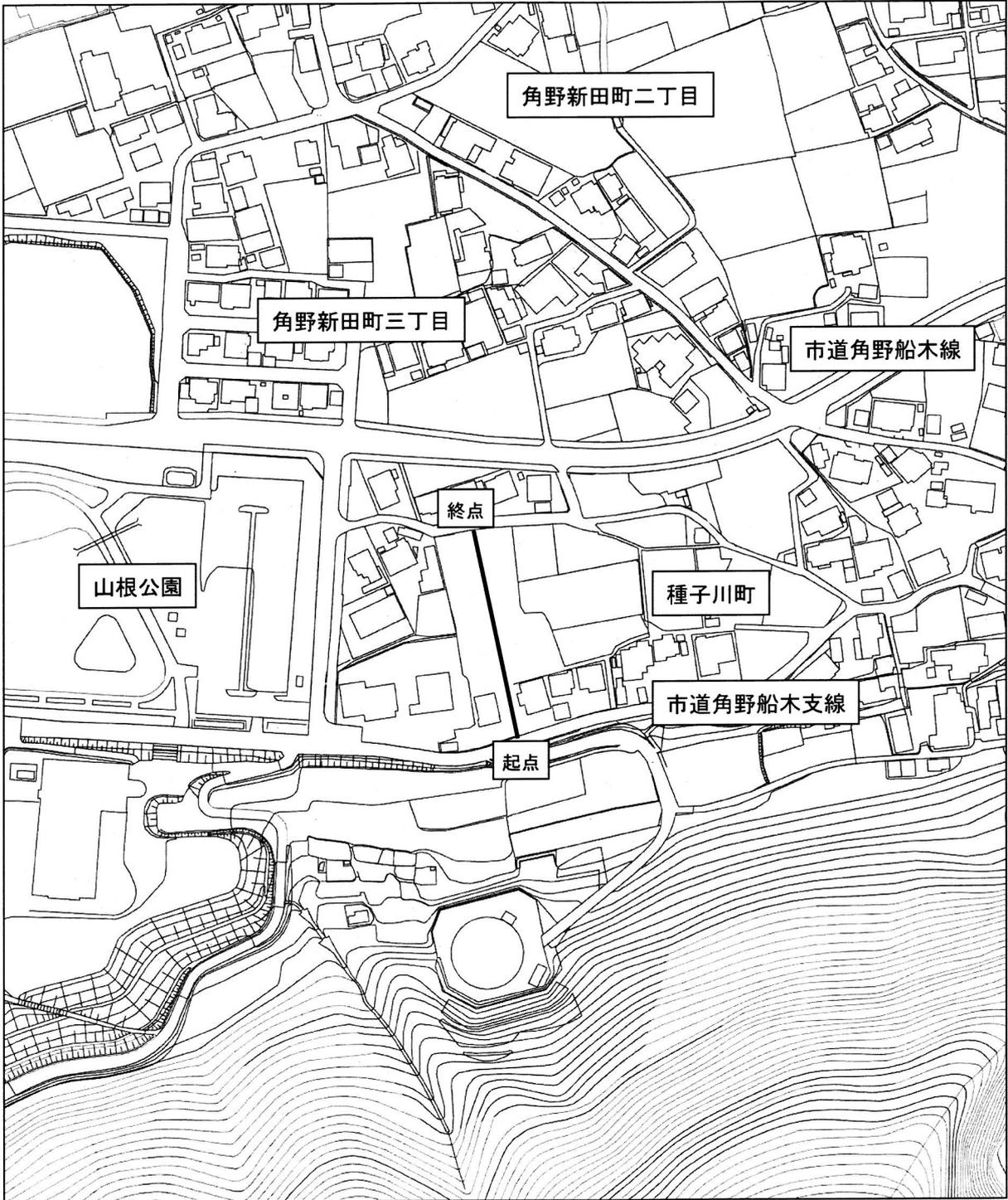
認定路線位置図

1 1 7 6 庄内町二丁目 2 番 1 号線



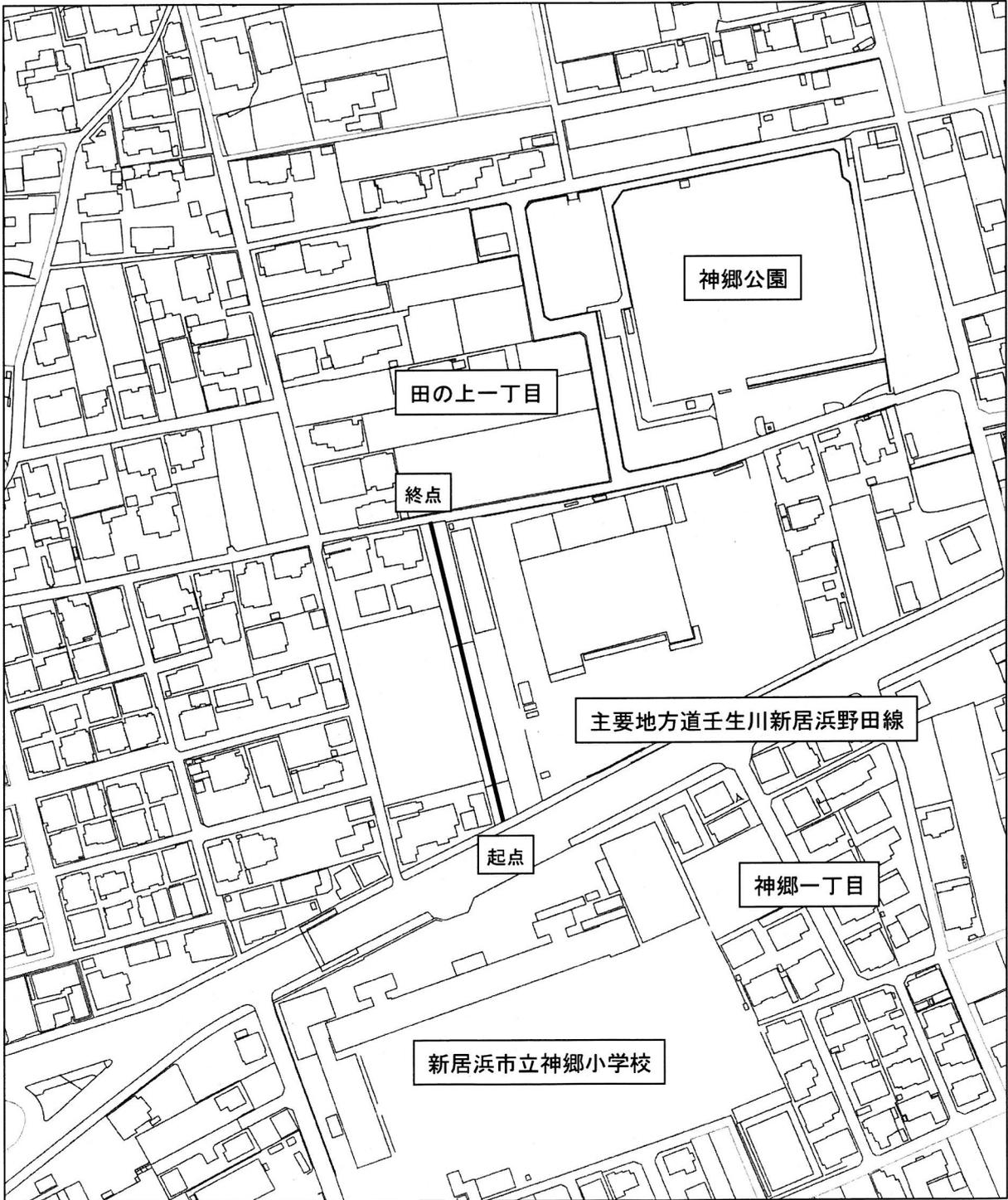
認定路線位置図

1177 種子川町1番1号線



認定路線位置図

1178 田の上一丁目4番1号線



認定路線位置図

1179 松木町4番1号線

